

# 「総ぐるみ」新聞

## 改正介護保険法成立で、利用者にとどんな影響が出るのでしょか

前号で、介護保険制度の改正点のあらましを紹介しましたが、先般、六月二十二日の参議院本会議において、改正介護保険法が与党の賛成多数によって、可決、成立しました。

今回の改正は、高齢人口の増加によって予想以上にふくらむ介護給付費の支出をおさえるのが、主なねらいです。

そこで、前号に引き続いて、来年（二〇〇六年）四月から実施される改正介護保険法で、利用者がどのような影響を受けるのかを、具体的に紹介してみます。

### 予防給付の重視

従来の介護認定は、「要支援」、「要介護1」「5」までの6段階でしたが、改正によって「要支援」は「要支援1」となり、また「要介護1」は、「要介護1」と「要介護2」に分かれて、7段階の介護認定になりました。この点は、前号で8段階になると紹介しましたが、異なっています。  
「要介護2」「5」の人たちは、従来の介護サービスが受けられます。  
しかし、「要支援1」と「要支援2」と認

定された介護の必要の少ない人たちが、新しく設けられた予防給付の対象になり、家事援助や車椅子のレンタルなどは制限されま

また、要介護認定で「自立」となった比較的元気な高齢者に対しても、一年一回介護予防のための検診を行ったり、認知症予防や転倒予防や骨折予防の教室を開いたり、体力向上や歯磨き指導、栄養改善指導などの身体状況の悪化を食い止めるプログラム

従来は、一緒にお買い物に出かけたり、料理等もヘルパーと共に行ったりして、少しずつ自分でできるようにするという、自立を促す方向に変わってきます。

また、要介護認定で「自立」となった比較的元気な高齢者に対しても、一年一回介護予防のための検診を行ったり、認知症予防や転倒予防や骨折予防の教室を開いたり、体力向上や歯磨き指導、栄養改善指導などの身体状況の悪化を食い止めるプログラム

そして、まだ細かい部分は年明けにならないと決まらないのですが、軽い介護区分でも、今までどおりヘルパーさんに買い物や料理を全部してほしい人たちは、自分で費用を払う必要が出てくる可能性があります。

### 地域包括支援センターの新設

認知症や介護予防のケアマネージメントの拠点となると共に、保健師や社会福祉士、ケアマネージャーなどが高齢者の財産管理の手続き、高齢者虐待など、介護問題の相談を受け付けることになります。

NPO総ぐるみ福祉の会 事務所は日限山44・23の宮崎宅です。入会や活動等については、宮崎浩子（8447477）、増澤喜一郎（8429084）、大橋綾子（8232363）、菅沼永子（8449193）、米川満寿子（8419433）、菊地幸子（8414862）に。  
「日限山荘」でも受け付けています。

編集：藤井香代

### NPOについて(その5)

(にえだ)

最後にNPOとNGOとの関係についてふれてみます。

NGOは、Non Governmental Organizationの略で、直訳すれば「非政府団体」となります。

NPOを強調する人は、NGOもNPOの一形態だといったりもします。確かにNGOもNPO法 特定非営利活動促進法によって法人格をとることができます。

一方、NGOを強調する人の中には、NPOは主にアメリカの非営利組織から発展してきたのに対して、NGOは国連憲章に基づいているといったりもします。国連憲章には、Non Governmental Organization という文言が記されていますが、私の手元にある六法全書に載っている日本語の国連憲章を見ると、このNon Governmental Organization は、「民間組織」と訳されています。NPOもNGOも、共に民間団体であって、しかも非営利組織ですから、言葉の上からでは区別がややあいまいです。

多くの場合、NPOは主に国内問題を取り扱っている民間の非営利組織であり、NGOは主に国際問題を手がけている組織だというくらいの区別で捉えておいてはどうでしょうか。

これからの時代の中で、この両者がそれぞれの分野で活躍し、時に必要に応じて協力し合う姿を生み出していくことが望まれるのではないのでしょうか。

## 施設の居住費と食費の自己負担

今年の一〇月から実施される改正もあります。「特別養護老人ホーム」「老人保健施設」「介護療養型医療施設」の3施設に現在入所している人は今まで一部介護保険でまかなわれていた居住費と食費が、全額自費負担になります。これは、自宅で介護サービスを受けている人は、食費も住宅費も自己負担なのに、施設でサービスを受けている人が、居住費や食費を介護保険でみてもらうのは不公平という指摘が多かったためです。

この点は、一〜二週間利用のショートステイや一日利用のデーサービスでも同様で、食費は自己負担になります。

## 対象者を拡大して末期がん患者にも

今までの介護保険は、原則六十五歳以上がサービスの対象でしたが、若年性の認知症やパーキンソン病など十五種類の「加齢にともなう特定疾患」の患者は、介護サービスが受けられました。そこに、四十歳以上の末期がん患者が今回の改正で加わりました。

\* \* \*

なお、今回新設の「介護予防サービス」として行う筋力トレーニングについては、一部市町村で実施した結果を調査したところ、八割以上は身体の状態が改善したり、変化なかったのに、十六％は「悪化」していたということと、3年をめどに費用対効果の検討を行うことになりました。

## 福祉用具について

私達は、いつまでも元気で健康に過ごしたいという願望があります。でも、具合が悪い時、また加齢によって、今まで出来たことが少し出来にくくなったりして、不便を感じるようになります。こんな時に、今までの快適な生活を取り戻すのに役立つ福祉用具が、いろいろ出回っています。少し歩くのに、不自由を感じるようになってきた。また、転びやすくなってきたので、外を歩くのが不安である、というような方には、杖やステッキがあります。先端が4本足になった安定性のよいものから、プリント模様のついたおしゃれでカラフルのものまで、いろいろな種類があります。

日本家屋では、室内にいろいろな段差があります。慣れ暮らしたわが家でも、室内で起るつまづきや転倒の事故が高齢者の場合多く、骨折などによって寝たきりになる場合も多いのです。早めに段差防止器具を取り付けて、バリアフリーの室内作りをするのがよいでしょう。寝室でベッドを使用すれば、起き上がりや夜中のトイレの使用が楽という方も多いことでしょう。また、寝たきり状態になれば、ベッドが生活の場そのものになるので、食事の時に上半身を起こしたり出来る電動ベッドが便利になります。

歩行困難が長く続く場合は、外出時に押して歩くタイプの歩行用具や、車椅子が必要になります。

す。車椅子には、自分でまわすタイプと、人に押してもらうタイプがありますが、いずれも、利用者の身体に合ったものを使う必要があります。福祉機器展示場などで、使い心地を試してみる必要があるようです。

その他身体状態によっては、人それぞれの悩みがあります。尿漏れがあつて外出しにくかったり、夜トイレに間に合わなかったりするなどの場合のお助け用具が多種類あります。

### 横浜市内の介護用品専門店

あつぷる TEL 3333・3887

横浜市保土ヶ谷区天王町 1・1

かながわともしびセンター福祉用具展示場

TEL 312・1121

横浜市神奈川区鶴屋町 2・24・2

かながわ県民センター13階

ライフサポート横浜

TEL 943・1150

横浜市都筑区仲町台5・2・11

柴橋商会 介護用品ショップ(南、横浜西口、

金澤、川崎、相模原の5箇所で開催)

南ショップTEL0120・74・8014

横浜市南区井土ヶ谷中町123

右に紹介した店のカタログは、NPO 総ぐるみ福祉の会事務所にあります。必要な方、見てみたい方はご連絡ください。

なお、これらの福祉用具は、介護保険を利用してレンタルできるもの、買取りが必要なもの等がありますので、この点もお問合せください。